

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 子ども家庭部子育て支援課子ども施策推進担当
問合せ先 03 - 5803 - 1256

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	病児保育従事職員 処遇改善事業補助金										
根 拠 規 定 等	文京区病児保育従事職員 処遇改善事業補助金交付要綱 東京都病児保育事業・定期利用保育事業等職員処遇改善事業実施要綱										
創 設 年 月	令和	4	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	3年	終 了 予 定 年 月			
見 直 し 年 月	令和	5	年	1	月	経過年数 〔自動計算〕	2年				
見 直 し の 内 容	・題名を文京区病児保育従事職員処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱から文京区病児保育従事職員処遇改善事業補助金交付要綱に変更 ・令和4年2月から同年9月までの補助対象期間の設定を削除										
予 算 科 目	款		項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	05民生費		04児童福祉費		05児童福祉事業費		07病児・病後児保育事業		01病児・病後児保育事業		18
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給										

2 補助金の概要

補 助 目 的	病児保育施設に勤務する 職員の処遇の改善									
補 助 事 業 等 の 内 容	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、病児保育施設に勤務する 職員の処遇の改善のため、賃金の引 上げが継続される取組等を行う施設に対して、必要な経費を補助する。									
補 助 対 象 経 費 の 内 容	賃金改善に要する経費									
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO（特定非営利活動団体） ☒ 事業者 ☐ その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕									
補 助 金 の 算 出	☐ 定率 〔補助率 〕 ☐ 定額 〔補助額 〕									
	☐ 補助単価 〔 補助単価 単位 〕 ☒ その他									
	〔その他の場合は具体的に記入〕									
	施設に勤務する職員に対して3% 程度（月額9, 000円 相当）の賃金改善に要する経費 東京都保育従事職員等処遇改善事業実施要綱に準じた金額									
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕										
公 募 の 状 況	非公募									
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他									
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☐ 区単独		負担割合	区 1/2	国	都 1/2	補助対象者			
	☒ 補助（区上乗せ無し） ☐ 補助（区上乗せ有り）		上乗せの内容・理由	令和4年9月までは東京都保育従事職員等処遇改善事業補助金で補助（区上乗せ無し）都10/10 ⇒令和4年10月からは子ども・子育て支援交付金に変更となったため、 補助（区上乗せ無し）都1/2、区1/2に変更						

3 交付実績

（件、千円）

項目	3年度（決算）	4年度（決算）	5年度（決算）	6年度（予算）
交付（見込み）件数	6	6	6	6
決算（予算）額	229	1,232	1,434	1,490
	国庫支出金	0	0	0
	都支出金	229	905	745
	その他	0	0	0
	一般財源	0	327	745
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○：適合、△：適合しているが課題あり、×：不適合、－：非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由（△、× の場合のみ記載）
必要性（公益性）	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性（有効性）	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性（適格性）（妥当性）※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	収入を3%程度（月額9, 000円相当）引き上げるための措置を実施することで、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く職員の処遇の改善を行った。
課題	賃金改善が適正になされているかを確認する必要がある。
今後の方向性	処遇改善の実績報告の際は、賃金台帳や賃金改善内訳等の提出を求め、賃金改善が適正になされているかを確認する。